

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年神奈川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。